

病児保育室の開所について

1 開所の経緯

平成30年度のニーズ調査結果までは「利用したくない」が「利用したい」を上回っており、ある一定のニーズはあるものの、早急に事業を整備が必要な状況ではなかった。その背景として、町内は3世代同居または近所に祖父母宅がある等の家庭が多く、子どもが病気になった時に保護者が仕事を休まなくても預けられる相手がいるからと考えられる。

しかしながら、共働き世帯の増加（就学前 59.6%→67.9% 小学生 76.2%→81.8%）に加え、コロナ禍で仕事を休まないといけない機会が増えたことで、令和5年度のニーズ調査では、就学前児童保護者の利用ニーズは75.2%と3人に2人以上は「利用したい」となった。

また、町内医療機関も当事業の整備の必要性を感じておられ、町内医療機関として「できることは協力したい」と申し出があり、令和6年度から医療機関とともに事業設計を検討し、令和7年度当初予算の確保を行い、令和7年8月1日に開所することとなった。

滋賀県内の19市町のうち13市には、病児保育室が設置されているが、6町には病児保育室が設置できていないため、滋賀県内の町では初めての設置となる。

○平成30年度ニーズ調査結果

就学前児童保護者 利用したい 43.4% 利用したくない 52.8%
小学生児童保護者 利用したい 31.5% 利用したくない 67.1%

○令和5年度ニーズ調査結果

就学前児童保護者 利用したい 75.2% 利用したくない 24.8%
小学生児童保護者 利用したい 43.4% 利用したくない 52.8%

2 目的

竜王町病児保育室では、病氣中または病氣の回復期にある児童を一時的に保育することにより、保護者の就労および子育ての両立を支援し、児童の健全な育成を図り、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

3 保育の実施場所

竜王町立竜王こども園の保育室

4 利用日時・休日・定員

【利用日時】 月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

【休日】 土曜日、日曜日 国民の休日に関する法律に規定する日
12月29日から1月3日までの日

【定員】 3人

5 利用対象児童

下記のすべてに該当する児童が対象です。

- 町内に居住する、生後6か月から6歳到達年度の末日（就学前）までの児童
- 保育所、認定こども園、認可外保育所、企業主導型保育所または地域型保育所に在籍している児童 ※原則、1号認定の児童は利用できません。
- 医師が病児保育室を利用することが適当と認めた児童

受入れできない症状

- 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりできない
- 下痢・嘔吐がひどい
- 脱水症状の兆候がある（ぐったりとして元気がない等）
- ぜんそくがひどく、呼吸困難がある
- 流行性結膜炎、しらみ、水痘、麻疹等
- その他、医師が利用不可と診断した症状

6 保育料

1回 2,000円

※市町村民税非課税世帯／ひとり親世帯 1,000円

※生活保護世帯／市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯 無料

7 提携先医療機関

弓削メディカルクリニック

あえんぼクリニック

どらごんクリニック



◆場所・連絡先





